コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

2015年8月11日
株式会社パルマ
代表取締役社長　高野茂久
問合せ先：03-5501-0358

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社は、経営の健全性、透明性及び客観性を高めるとともに、法令・社会規範・倫理を遵守した健全経営を確立・維持しながら企業価値の最大化を図ることが、株主をはじめとするステークホルダーの皆様の信頼を確保し、永続的に繁栄する企業に発展していくうえで、極めて重要であると考えております。そのために当社では、取締役会の充実、監査役会機能の一層の強化を進め、コーポレート・ガバナンスの重要性を経営陣のみならず、全従業員が認識し、実践することに努めております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ディア・ライフ	989,600	93.93
高野　茂久	40,000	3.80
上村　卓也	11,200	1.06
青木　寛	4,000	0.38
萩原　且彦	4,000	0.38
輿水　英行	4,000	0.38
三戸部　愛	800	0.08

親会社名	株式会社ディア・ライフ
親会社の上場取引所	東京

３．企業属性

上場予定市場区分	マザーズ
決算期	9月
業種	不動産業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の支配株主は、親会社である株式会社ディア・ライフがこれにあたります。この支配株主からは一定の独立性が確保されていると認識しており、取引の条件の決定等が支配株主との間で恣意的に行われることはありません。支配株主との取引のみならず、すべての取引について、当社の独立性と利益が損なわれることのないように適切・公正に行うことにより、すべての株主の利益を保護しております。

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の親会社は株式会社ディア・ライフであり、平成 27 年 3 月 31 日現在、当社の議決権の 93.9%を所有しております。しかし、当社は独自の事業計画のもと、セルフストレージ事業者を主とした一般取引先との取引を行っており、また、市場及び顧客の開拓にも注力していることから、親会社からの事業上の制約は受けていないものと考えております。なお、株式会社ディア・ライフに対してはサービスを提供しておりますが、その取引額は僅少であります。親会社との取引に際しては一般取引と同様の条件に従っており、また、当社の事業活動は、親会社との取引に大きく依存する状況にないことから、当社は、親会社からの一定の独立性が確保されていると認識しております。

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	上限の定めはない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(１)

氏名	属性	会社との関係(※１)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k

榎　和志	他の会社の出身者											○

※1　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c.上場会社の兄弟会社の業務執行者

d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
榎　和志	○		他の会社での豊富な取締役経験を中心とした幅広い経験、見識を当社の経営の意思決定に反映いただくためです。 また、東京証券取引所が定める独立性基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	上限の定めはない
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、四半期レビュー時、期末監査時、棚卸実施時には定期的な会合を持つほか、情報の交換を行う必要がある場合には適宜会合を持っております。すなわち、監査役と会計監査人が双方向で意見交換及び情報交換をタイムリーに行い得る環境を作ることによって、取締役の職務執行及び使用人の業務に関し不正行為又は法令若しくは定款違反の発生防止を図るとともに、万一、重大な事実が発見された場合でもその事態に的確に対処できるよう連携しております。 監査役と会計監査人及び内部監査部門は、適宜意見交換及び情報交換を密にすることで、各々の職務・職責において、監査業務の効率性及び実効性を維持向上させるよう努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
萩原　且彦	他の会社の出身者													
輿水　英行	公認会計士													
清水　誠一	他の会社の出身者			○										

※1　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者

b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d.上場会社の親会社の監査役

e.上場会社の兄弟会社の業務執行者

f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立	適合項目に関する補足説明	選任の理由

	役員		
萩原　且彦	○		幅広い経験、見識を当社の経営の意思決定に反映いただくためです。 また、東京証券取引所が定める独立性基準にいずれも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定しております。
輿水　英行	○		税理士の立場から、取締役会の業務執行及び経営判断に関し、適法性監査を受けることが、当社に有益であると判断したためです。
清水　誠一		社外監査役の清水誠一氏は、当社の親会社である株式会社ディア・ライフの取締役です。株式会社ディア・ライフと当社との間の取引金額は僅少であります。	幅広い経験、見識を当社の経営の意思決定に反映いただくためです。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準について明確に定めたものはありませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえるとともに、株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度又はストック・オプションの導入の可否につきましては、その導入による取締役及び従業員の経営参画意識及び業績向上に対する貢献意欲の程度、当社に合ったスキーム、市場環境並びに業績連動型報酬制度又はストック・オプション以外のインセンティブプランの効果との比較等総合的

に勘案したうえで判断することとしております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、社内取締役及び従業員に付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が１億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役又は社外監査役の職務を補助する専従スタッフは配置しておりませんが、社外監査役を含む監査役がその職務を補助すべきスタッフを求めた場合には、取締役からの独立性の確保を含め、対応できる体制としております。また、取締役会の開催に際しては、基本的に関係資料を事前に配布のうえ事前説明を行っており、その他にも重要と認められる事案及び情報については、適時かつ適切に状況の説明あるいは伝達を行い、経営監視機能の確保に努めております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）業務執行に関する事項 当社は原則として取締役会を毎月１回以上開催し、経営上の意思決定機関として、重要事項の決定、取締役の業務執行状況の監督を行っております。また、重要な議案が生じたときに必要に応じて臨時取締役会をその都度開催しております。 （2）社外取締役及び社外監査役の選任に関する事項 当社は、社外取締役または社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針は定めておりませんが、その選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外取締役または社外監査役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを個別に判断しております。 （3）監査役の機能強化に係る取組み状況 監査役会は、社外常勤監査役１名、社外非常勤監査役２名で構成され、取締役の業務執行について客

観的な立場での監督と厳正な監視を行っております。常勤監査役は、取締役会及び社内の重要会議等への出席、従業員との協議による社内情報の収集等を通して、多角的な視点から取締役の業務執行を監視するとともに、定款・法令等の遵守状況について厳格に監査しております。また、常勤監査役は、取締役とともに会計監査人より会計監査の結果・内容についてレビューを受ける等、会計監査人と情報交換を行い相互連携を図っております。

（4）取締役・監査役の選任、報酬決定等に関する事項

代表取締役の選任及び株主総会での取締役選任議案の決定は、取締役会にて、人格、識見、能力等を総合的に勘案し、行っております。取締役の報酬等は、株主総会の決議によって決定され、各取締役の報酬等は当該株主総会での決定金額の範囲内において、各取締役の経歴・実績等を総合的に勘案し、取締役会にて決定しております。また、監査役の報酬等は、株主総会の決議によって決定され、各監査役の報酬等は当該株主総会での決定金額の範囲内において、監査役の協議によって決定しております。

（5）会計監査に関する事項

当社は、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく会計監査についての監査契約を新日本有限責任監査法人と締結し、監査を実施しております。なお、当社と新日本有限責任監査法人及び同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役５名による迅速な意思決定と取締役会の活性化を図るとともに、社外監査役を含む監査役会による客観的・中立的監視のもと経営の公正性と透明性を維持しており、効率的な経営システムと経営監視機能が十分機能する体制が整っているものと判断しております。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社の会社決算月は９月であり、元々株主総会が集中しない決算月になっております。より多くの株主様が株主総会に出席できるよう留意してまいります。
その他	駅から近く、利便性の良い株主総会開催場所を選ぶ等、株主に負担の少ない設定を実施致します。

２．IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに	上場後は、第２四半期及び通期の決算発表時の決算説明会を	あり

定期的説明会を開催	定期的に開催することに加え、個人投資家向けの説明会を開催し、代表取締役が事業の状況や業績、経営方針等について説明する方針です。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	第２四半期及び通期決算発表後にアナリストや機関投資家向けの説明会を実施し、代表取締役が事業の状況や業績、経営方針等について説明する方針です。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ上に、決算情報（決算短信・四半期決算短信）、決算情報以外の適時開示資料（プレスリリース）、有価証券報告書、四半期報告書、内部統制報告書、株主総会招集通知などを掲載し、投資家向けの情報の発信に努めております。	

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーの皆様に対して、適時・適切に会社の情報を開示することは上場企業としての責務であり、この責務を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識し、常に株主や投資家の皆様の視点に立ち、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行うことが重要である。」と考えており、当社ホームページを通じて情報提供を行っていく方針です。

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、内部統制システムの整備に関する基本方針について、次のとおり定めております。

ａ　取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

毎月 1 回開催される定例取締役会では、法令及び定款に定められた事項及び経営に関する重要な事項の決議を行うとともに、各取締役は職務の執行状況について報告しております。出席監査役は各取締役の職務執行状況の監視を行うとともに、日常の業務監査により取締役の職務執行が法令及び定款に反していないか監査しております。

使用人の職務執行の適切性を確保するために、社長直轄の内部監査担当者を置き、内部監査規程に基づき、内部監査を実施しております。また、内部監査担当者は必要に応じて監査役会と情報交換し、効率的な内部監査を実施しております。

ｂ　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等の取締役の職務執行に係る情報の取り扱いは、文書管理規程等の社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しております。また、文書管理を担当してい

る管理部は取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれらの文書を閲覧に供することのできる体制を取っております。また、従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、取締役会において、内部通報規程を制定・施行し、従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制を構築しております。

c　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各部の業務に付随するリスク管理は当該組織単位が行い、全社的なリスク管理は管理部が行っております。また、コンプライアンスやリスク管理等の観点から業務遂行において問題もしくは懸念があれば、当社と顧問契約を締結している法律事務所に助言・指導を受けております。

管理部は、内部牽制機能を担う部として、各部のリスクを監視し、リスクが顕在化し重大な影響を及ぼす危険性が高まったと判断される場合、速やかに代表取締役及び監査役にその内容を報告し対策を講じることのできる体制を整えております。

d　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の効率性を確保するため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任と権限の所在を明確に定めております。また、取締役会において中期経営計画及び年度計画を策定の上、毎月１回の定例取締役会での業務執行報告に基づき、月次での進捗状況の管理を行い、その結果を職務執行にフィードバックしております。

e　当社及び関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

適正な業務執行・意思決定が行われるよう、必要に応じ関係会社の取締役・監査役の間で、情報連携を図っております。また親会社を含む関係会社間の取引については、取引の客観性及び合理性を確保しております。　関係会社に損失の危険が発生し、所管部長がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度及び当社に及ぼす影響について、当社の取締役会に報告する体制を確保しております。

f　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が補助使用人を求めた場合には、協議の上、速やかに設置いたします。補助使用人は、兼任も可能ですが、その職務の遂行に関しての指揮命令権は監査役に属し、補助使用人の発令・異動・考課・懲戒にあたっては、事前に監査役の同意を得るものとしております。

g　監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性に関する事項

当社は、補助使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を役員及び従業員に周知徹底しております。

h　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務執行状況を聴取し、関係資料を閲覧いたします。また、取締役及び使用人は、内部統制に関する事項について監査役に対し定期的に、また重要事項が生じた場合は都度報告するものとし、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めております。

内部通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保しております。

ｉ　監査役への報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った役員及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役員及び従業員に周知徹底しております。

ｊ　監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

取締役は、監査役がその職務の執行について生じた費用を当社に請求した場合には、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の遂行に必要でないことが明らかな場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理いたします。

ｋ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査の実効性を確保するため、監査役が内部監査担当者と定期的に情報・意見を交換する機会を確保するものとしております。また、監査役は取締役と定期的に会合をもち、経営方針をはじめ、会社が対処すべき課題、リスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

監査役は必要に応じて外部専門家を利用し、より精密な監査意見の形成に努めております

ｌ　反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び関係会社は、反社会的勢力及び反社会的勢力と関係ある企業、団体等とはいかなる取引も行わず、また、不当な要求を受けた場合は、断固として拒否することを宣言しております。反社会的勢力に対しては、必要に応じて顧問弁護士や警察等に相談し指導を仰ぎながら適切に対応する体制を整えております。

ｍ　財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適正に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保しております。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び関係会社は、反社会的勢力及び反社会的勢力と関係ある企業、団体等とはいかなる取引も行わず、また、不当な要求を受けた場合は、断固として拒否することを宣言しております。反社会的勢力

に対しては、必要に応じて顧問弁護士や警察等に相談し指導を仰ぎながら適切に対応する体制を整えております。具体的な方策といたしまして、新規取引先、株主、役員については、原則として、外部の調査機関を通じて反社会的勢力との関係の有無を調査しております。また、取引金融機関及び取引先等からの風評等の信用調査を行ったうえで取引を開始するように営業体制を確立しております。さらに、警察署や関係機関により開催される反社会的勢力に関するセミナー等には、役員、管理部の社員を中心に参加しており、意識の徹底とともに情報収集にも努めております。また、排除・防止体制の確立はもちろんのこと、緊急体制にも対応できるよう社内体制を確立していく予定です。

Ⅴ．その他

１．買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、経営の効率性の向上及びチェック機能を強化し、業容の拡大及び業績の向上を図り、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示の実践を通じて、株式市場において正当な評価をしていただけるよう努め、企業価値を高めていくことが、買収防衛策として最も有効なものであると考えております。したがいまして、資金調達などの事業目的を主要な目的とせずに新株又は新株予約権の発行を行うこと等、格別の買収防衛策を導入しておりません。

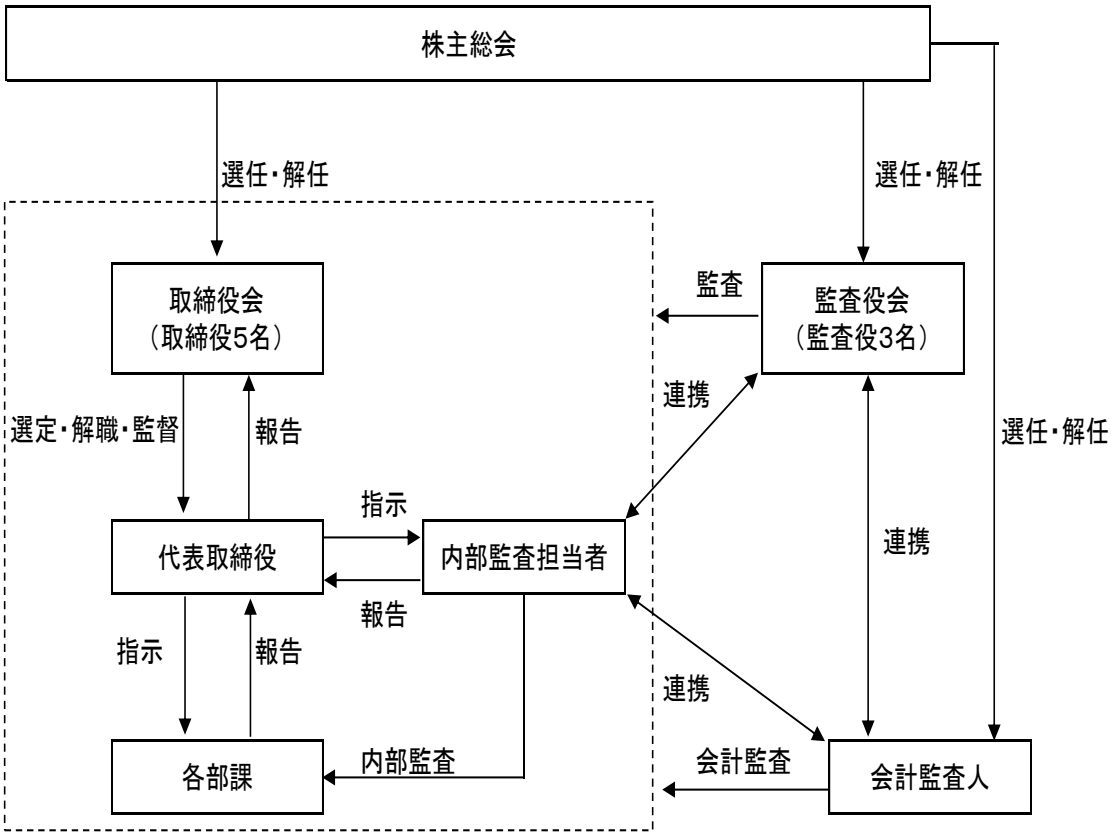
ただし、当社の株主の共同の利益又は企業価値を毀損するおそれのある買収行為が行われる可能性がある場合は、買収防衛策の導入を検討し、導入を決定した場合には、その詳細について直ちに公表いたします。

２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

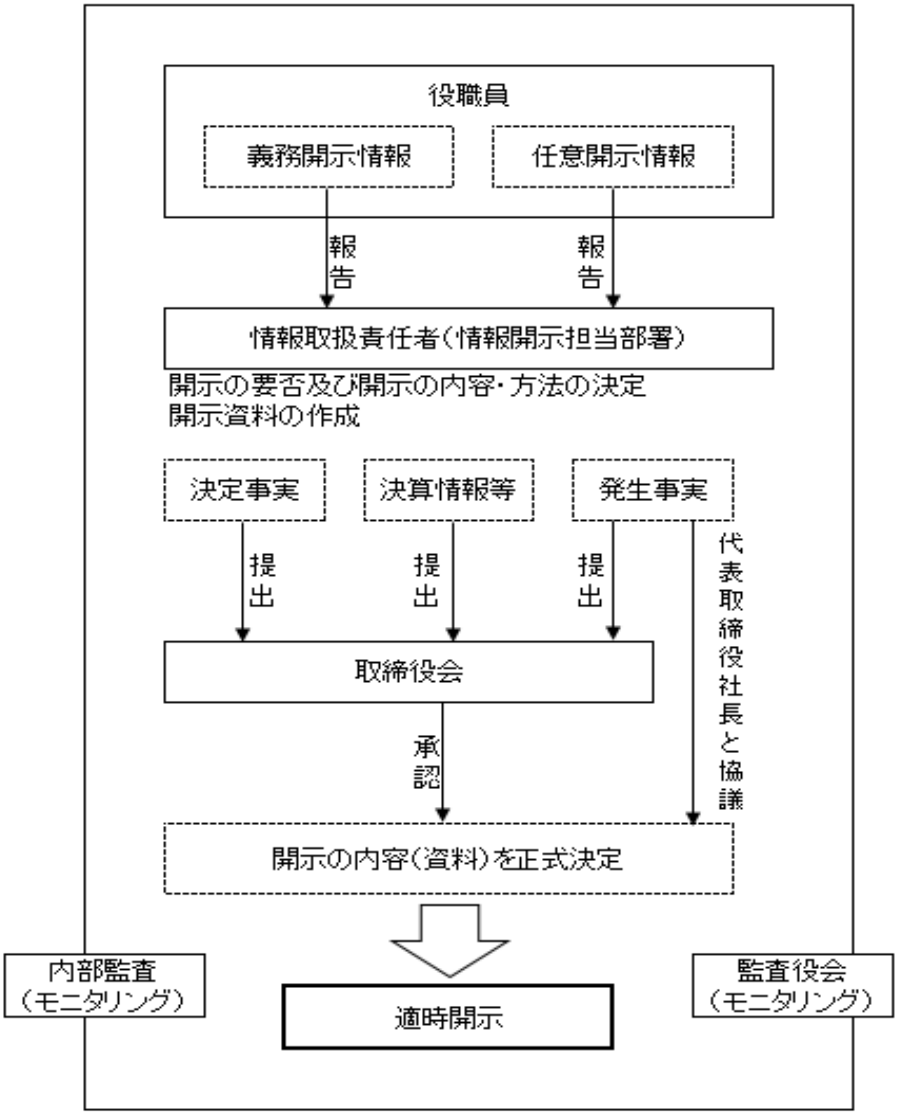
当社は、会社情報の開示に当たり、適時開示等規則その他の関連諸法令・諸規則に従い、上場会社として株主及び投資家に対して適時適切な情報を開示することに加え、社会的存在である企業として、取引先、顧客、ユーザー、従業員等の全てのステークホルダーに対して公平に情報を開示し、透明性・信頼性の高い情報開示体制を構築することを通じて、企業価値の向上に努めることを基本方針としております。具体的には、情報提供の公平性を強化する目的から、当社ホームページの IR サイトに開示資料や開示資料と同様の内容のプレスリリース等を掲載する方針であります。これに際しまして、公表予定時刻より前に外部者が開示資料等を閲覧することができないよう、原則として自社ウェブサーバ内の公開ディレクトリへの保存は正式な開示時刻後に実施いたします。更に、準備作業において公表予定時刻より前に公開ディレクトリに保存する必要が生じた場合に備え、ユーザ認証やパスワードによるアクセス制限を実施いたします。

また、これらの措置を含む自社ウェブサイトへの開示資料等の掲載手順について、社内でルール化した上で周知徹底し、内部監査担当者が有効性・適切性を検証し、監査役会が内部統制システムの適法性・適正性の監査の一環としてモニタリングを実施いたします。

【模式図(参考資料)】


株主総会
選任・解任
選任・解任
取締役会
（取締役5名）
監査
監査役会
（監査役3名）
連携
選定・解職・監督
報告
選任・解任
指示
代表取締役
内部監査担当者
連携
報告
指示
報告
連携
各部課
内部監査
会計監査
会計監査人

【適時開示体制の概要（模式図）】



以上